

社会福祉法人さつき会
指定訪問介護事業所・指定介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業所
鷹栖町ヘルパーステーションさつき苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人さつき会が開設する鷹栖町ヘルパーステーションさつき苑(以下「事業所」という。)が行う介護保険制度における訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業(以下「訪問介護」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士及び訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 訪問介護の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 訪問介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称

鷹栖町ヘルパーステーションさつき苑

(2) 所在地

北海道上川郡鷹栖町北野東3条1丁目7番1号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする(指定訪問介護と指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問介護を兼務)。

(1) 管理者 1名(サービス提供責任者を兼務及びサービス付き高齢者向け住宅ぬくもりの家たかほ生活相談員を兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士2名(1名が管理者及び訪問介護員を兼務、1名が訪問介護員を兼務)

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防・日常生活支援計画(以下「訪問介護計画」という。)の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 介護福祉士、介護職員初任者研修終了者(訪問介護員養成研修1級または2級課程修了者) 10名

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から日曜日までとする。

ただし、1月1日を除く。

(2) 営業時間

午前7時から午後8時までとする。

(訪問介護の内容)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとする。

- ①身体介護
- ②生活援助
- ③相談・助言

(訪問介護計画の作成等)

第7条 訪問介護の提供を開始する際には、サービス提供責任者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族介護者の状況を十分把握し、個別に訪問介護計画を作成する。

- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 訪問介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 4 訪問介護計画を作成、変更した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、訪問介護計画にもとづいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(訪問介護提供記録の作成等)

第8条 訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(利用料等)

第9条 訪問介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

また、通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供の際に要した交通費は実費とする。

なお、自動車を使用した場合の抗通知は次の金額を徴収する。

ア) ステーションから、片道おおむね10km未満 400円

イ) ステーションから、片道おおむね10km以上 600円

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、あわせて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第11条 訪問介護員等は、訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者への必要な救急処置を行うとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 管理者は、前項の事故の状況、事故に際して採った処置及び当該事故から導き出される事故防止策を講じ、これを記録しなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(身体的拘束等の禁止)

- 第13条 利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(苦情処理)

- 第14条 事業所は、提供した訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容及び対応を記録しなければならない。

(記録の整備)

第15条 事業所は、利用者に対する訪問介護の提供に関する次の記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第7条に規定する訪問介護計画
- (2) 第8条に規定する訪問介護提供記録
- (3) 第11条2に規定する事故の状況等に関する記録
- (4) 第14条2に規定する苦情の内容等に関する記録

(通常の事業の実施地域)

第16条 通常の事業の実施地域は、鷹栖町及び旭川市とする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年3日以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人さつき会と事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。